# Ι

## 計画の概要



### 1. 背景·目的

本市の公共交通は、南北方向を基軸としての鉄道(東武日光線)、民間の路線バス、幸手市市内循環バス、タクシーなどが運行しているとともに、利便性を確保するための様々な取り組みを行ってきました。しかしながら、人口減少やクルマ中心の外出スタイルにより、バスなどの利用客は少ないことに加え、新型コロナウイルス感染症流行による生活様式の変化の影響もあり、きわめて厳しい運営状況にあります。

一方で、今後も少子・高齢化が進展する見通しであり、クルマを運転しない高齢者などの日々の 外出手段として、公共交通の重要性は、ますます高まっていくと考えられます。

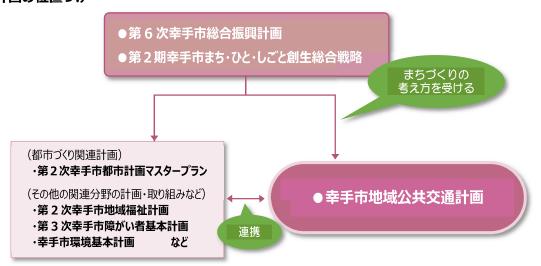
このような中、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成 19 年(2007 年) 法律第 41 号)が平成 26 年(2014 年)、令和 2 年(2020 年)、さらには令和 5 年(2023 年)に一部改正され、地域の関係者の連携・協働(共創)を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通へ再構築を進めることとされています。また本市の最上位計画である「幸手市総合振興計画」においても、「だれもが気軽に市内外へ移動ができる公共交通の利便性を確保すること」を施策の一つとして掲げています。

これらの背景から、地域や公共交通の現状、本市のまちづくりをふまえ、市民・利用客、各公共 交通の運行事業者、各分野の関係者や行政が一体となって取り組みを進められるよう、今後の取 り組みの方向性、考え方を示す計画として「幸手市地域公共交通計画」を策定しました。

#### 2. 計画の位置づけ

「幸手市地域公共交通計画」は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づくとと もに、本市の最上位計画である「幸手市総合振興計画」の考え方をふまえた計画であり、各分野の 関連計画との連携を図りながら進める計画です。

#### 計画の位置づけ



#### 3. 計画の区域

本計画の計画区域は、幸手市全域 とします。

#### 4. 計画期間

計画期間は、令和6年度(2024年度)~令和10年度(2028年度)の5年間とします。